

第246回岡山県内水面漁場管理委員会  
議事録

令和5年11月29日（水）



【第246回岡山県内水面漁場管理委員会】

1 日 時 令和5年11月29日（水）13時30分～14時48分

2 場 所 児島湾漁村センター  
岡山市北区丸の内1丁目9番6号

3 出席者

[委 員]

会 長	加藤 卓夫	
副 会 長	友保礼次郎	
委 員	小上 廣	小椋 啓吾
	高野 宏	畠山 洋子
	三村 聚	山野井英夫
	米澤 正治	

計9名

[水産課]

水産課長	石飛 博敏	総括参事	濱崎 正明
主 幹	弘奥 正憲	主 任	村山 史康

[事務局]

事務局長	丹羽 直樹	副 参 事	古村 振一
------	-------	-------	-------

4 審議事項

第1号議案	第五種共同漁業権の免許について
(結果)	原案のとおり承認
第2号議案	遊漁規則の認可について
(結果)	原案のとおり承認
第3号議案	増殖指示量の再検討について
(結果)	原案のとおり承認

## 5 内 容

### 【丹羽局長】

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。開会の前に資料の訂正をお願いいたします。出席者名簿の小椋委員が欠席と記載されておりますが、ご出席されておりますので訂正をお願いします。それでは委員の皆さんお揃いになりましたので、ただ今から第246回岡山県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本日の出席委員は9名で、過半数の委員出席となっておりますので、漁業法第145条第1項の規定により、この委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、加藤会長、議事進行をよろしくをお願いします。

### 【加藤会長】

議事に入ります前に、議事録の署名委員さんを私の方から指名させていただきます。小上委員、高野委員、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第1号議案「第五種共同漁業権の免許について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

### 【丹羽局長】

お手元の資料2ページをお開きください。令和5年10月26日付で知事から会長あてに「内水面共同漁業権の免許について」の諮問がきております。これは、昨年度の12月20日に開催した当委員会で承認した漁場計画に基づく免許申請でございます。内容につきまして、水産課の方からご説明させていただきます。

### 【村山主任】

(第五種共同漁業権の免許について説明した。)

### 【加藤会長】

ただいま説明を受けました第五種共同漁業権の免許につきまして何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

### 【小椋委員】

ニジマスの漁期変更の理由を教えてください。

### 【濱崎総括参事】

アマゴは、県規則で9月から2月末までは採捕禁止となっているため、特別放流区でも採捕できませんが、ニジマスは周年採捕ができます。特別放流区で周年営業したいとの要望を受け、ニジマスを周年採捕できるように変更したものです。

### 【加藤会長】

他に御意見、御質問はありませんか。なければ、第五種共同漁業権の免許につきましては答申案のとおり答申してよろしいでしょうか。

### 【全委員】

異議なし。

### 【加藤会長】

ありがとうございます。続きまして、第2号議案「遊漁規則の認可について」

を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

**【丹羽局長】**

お手元の資料6ページをお開きください。令和5年10月26日付けで、会長あてに「内水面共同漁業権に係る遊漁規則の認可について」の諮問がまいっております。

これは、漁業法第170条第4項の規定に基づき、内水面漁場管理委員会に意見を求めるという案件でございます。内容につきましては、水産課から説明させていただきます。

**【村山主任】**

(遊漁規則の認可について説明した。)

**【加藤会長】**

ただいま説明を受けました遊漁規則につきまして何か御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

**【加藤会長】**

オンライン申請の方法、漁獲量報告義務規定はどのようなになっているのですか。

**【濱崎総括参事】**

オンライン申請は、「つりチケ」のホームページを開くと遊漁券を購入できる漁協が表示され、そこからネットで遊漁券が購入できます。

**【山野井委員】**

漁協の負担はどれくらいあるのですか。手数料が必要ですか。

**【村山主任】**

手数料は必要です。

**【濱崎総括参事】**

「つりチケ」、「フィッシュパス」の2つがあります。

**【加藤会長】**

今後、オンラインで遊漁券を購入することが普及されるのですか。

**【三村委員】**

まだ、始まったばかりですが、問合せはかなりあったようです。

**【濱崎総括参事】**

報告義務については、県からは様式等は示していません。遊漁者の方が漁協に釣果を報告するものです。

**【加藤会長】**

遊漁規則に書いているだけでは、釣果の報告をしてくれないのではないのですか。

**【友保副会長】**

私のところの漁協も遊漁者の漁獲量報告義務規定を追加しましたが、あまり期待はしていません。

**【濱崎総括参事】**

具体的な報告の方法等について確認していきたいと考えています。

**【米澤委員】**

特等を削除した漁協がありますが、遊漁者には特等の漁法をさせないということですか。

**【濱崎総括参事】**

遊漁者はできないことになりましたが、現状でも遊漁者が行っている実態はないため削除したものです。なお、特等の漁法が行える漁場は限られており、組合員でもくじであったり、人数を制限しています。

**【加藤会長】**

遊漁者を排除することにはならず、現場での混乱もないということですか。

**【濱崎総括参事】**

そのとおりです。

**【加藤会長】**

他に御意見、御質問はありませんか。なければ、7ページの答申案のとおり答申してよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【加藤会長】**

続きまして、第3号議案「増殖指示量の再検討について」審議したいと思えます。前回の委員会でアユの増殖指示量の見直し案について御検討いただきました。その中で、一部の漁業権者は厳しい社会経済状況にあり、指示量の低減について要望があるとの意見があったことから、事務局で改めて検討していただきましたので、事務局から説明をお願いします。

**【弘奥主幹】**

(増殖指示量の再検討について説明した。)

**【加藤会長】**

ただいま説明を受けました増殖指示量の再検討につきまして、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

**【友保副会長】**

吉井川水系としては、増殖指示量を減らす方向で検討してしていただいております。ありがたいと思っています。しかし、今後10年間、漁協が存続できればよいのですが。

**【加藤会長】**

基本は10年ですが、法律で5年毎に漁業権を見直すこととされました。今回のアユの増殖指示量の見直しは、今後10年間を見据えて行うものであります。そのため、今回提示された数量は、増殖指示量をかなり抑えた数字であると思っています。他に御意見ありませんか。

**【高野委員】**

アユは、単価の上昇率や採捕者数の変化など経済的、社会的情勢を反映させて放流量を減らしましたが、アマゴについてもアユと同様に反映させる必要はないのでしょうか。

### 【弘奥主幹】

アマゴについては、増殖指示量を大きく超過して放流されていることから前回の委員会で経済的、社会的情勢を考慮する必要はないという御意見をいただきました。アユについては、増殖経費全体の70%を占めており、漁協によっては負担が大きいことから、今回の見直しを検討したものです。

### 【高野委員】

経済的、社会的情勢を加味して増殖指示量を減らすことに反対はしませんが、解禁前の生息密度を維持する考え方からすると、増殖指示量を減らすと個体数は維持できないのではないのでしょうか。長期的に見ると資源が減少するのではないのでしょうか。

### 【濱崎総括参事】

アユの場合は天然遡上がある所もありますが、ダム等により遡上が全くない河川もあります。そのような河川では、資源を放流によって全て賄わなければなりません。放流量が減れば人為的に追加する資源は減ると思いますが、減らしたことによって翌年のアユの遡上量に影響があるかは予想ができません。

### 【高野委員】

この増殖指示量は最低ラインと考えているとのことですが、余裕のある漁協は上乗せして放流するものですか。それとも最低の量を放流してしまうのでしょうか。漁協には最低ラインということが伝わっているのですか。

### 【友保副会長】

伝わっています。しかし、経済的に余裕のある漁協は、指示量に上乗せして放流すると思います。

### 【米澤委員】

漁協がこの増殖指示量の数値に納得してくれれば問題ないですが、今後10年間継続されることから、漁協の意見等を聞く機会はあるのですか。

### 【石飛課長】

いろいろな場面で漁協との意見交換ができる機会があります。増殖指示量の考え方について、漁協からの問い合わせがあれば対応したいと考えています。

### 【加藤会長】

現実には、これまでどおり多くの漁協が指示量を超えて放流すると思います。低めに見直しを行った理由は、経営的に厳しい漁協への配慮が必要であるためで、今後の経済的、社会的情勢によって、漁協の経営状況が悪化する可能性があり、そういった漁協にも増殖指示量を最低限守ってほしいので、今回、増殖指示量の見直しを行ったことを御理解いただきたい。

### 【三村委員】

漁協としては、この増殖指示量は最低限の放流量と考えています。

### 【友保副会長】

漁場環境の悪化、カワウ等の被害の多くの問題がある中で、漁協運営も厳しくなっている。そのことが最も危惧されます。

増殖指示量は、いつ決定されますか。

**【濱崎総括参事】**

12月に開催予定の、次回の内水面漁場管理委員会で決定する予定です。

**【三村委員】**

中間育成を行ってアユを放流している漁協は、どれだけありますか。

**【濱崎総括参事】**

旭川中央漁協、高梁川漁協です。

**【三村委員】**

漁協としては、できるだけ大きくして放流しようとしているが、病気等で死亡することもあります。最近、餌料の経費も高くなってきています。

以前300kg程度、種苗が死亡したことがあり、琵琶湖産の種苗を急遽買ったこともありました。

**【加藤会長】**

他に御意見、御質問もないようですので、この案を最終案としてよろしいか。

**【全委員】**

異議なし。

**【加藤会長】**

以上で議事は終了しましたが、事務局から何かありますか。

**【古村副参事】**

次回の委員会の開催は、12月中旬を予定しております。日程については後日、調整をさせていただきます。議題は増殖指示量について、報告事項として内水面漁協実態調査の結果報告と資源管理状況の報告を予定しております。

**【加藤会長】**

それでは、これをもちまして、第246回岡山県内水面漁場管理委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

終了時刻：14時48分

---

上記のとおり議事の顛末を記し、事実と相違ないことを証する。

令和5年11月29日

会 長

---

議事録署名委員

---

議事録署名委員

---